

## 実施計画書（仕様書）

### 1. 件名

令和8年度産業保安等調査研究事業（化学物質規制対策（化管法届出外排出量推計に関する調査））

### 2. 事業目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）では、規定する要件を満たす対象事業者に対し、規定する第一種指定化学物質の排出量等の届出を義務付けている。他方、対象事業者から届け出られた排出量以外の第一種指定化学物質の環境への排出量（以下「届出外排出量」という。）については、国が推計することが規定されており、これまで平成13年度排出量から令和5年度排出量までの計23回、届出排出量と併せて公表している。

届出外排出量については、以下の4つの事項ごとに算出すること、想定される主要な排出源からの第一種指定化学物質の排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行うことが規定されており、用いる数値情報や推計手法等については必要に応じて見直しを行い推計精度の向上を図っているところである。

- 1) 対象業種を営む事業者からの排出量のうち、従業員数、取扱量などの一定の要件を満たさないため届出がなされないもの
- 2) 非対象業種のみを営む事業者からの排出量
- 3) 家庭からの排出量
- 4) 移動体からの排出量

本事業においては、上記1)に示す従業員数や取扱量等の化管法で規定する要件を満たさないことから届出対象外となる事業者（以下「すそ切り以下事業者」という。）に係る排出量について、推計手法の検討を行うとともに、その手法を取り入れて令和7年度の排出量推計を行う。

さらに、届出外排出量のうち、1)～4)に含まれるオゾン層破壊物質及び1)に含まれる低含有率物質排出量について、推計手法の検討を行うとともに、その手法を取り入れて令和7年度の排出量推計を行う。

また、化管法の見直しに伴い令和5年度から新規に届出対象となった物質についても、引き続き従来の推計手法を踏まえた排出量推計手法を十分に検討し、令和7年度における排出量推計を行う。

### 3. 事業内容及び方法

対象業種に属する事業を営む事業者であるが、常時使用する従業員の数が20人以下又は当該事業者の有する事業所における第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン未満であるなどの理由により、届出対象とならなかった第一種指定化学物質の排出量の推計を対象とする。

また、オゾン層破壊物質及び低含有率物質に係る排出量についても推計を実施する。

なお、推計に当たっては、極力公開されている情報を使うことを前提とする。推計手法については、最適な資料等を用いて、より正確な手法を検討する。用いる数値情報や推計手法等については、必要に応じて更新及び見直しを行い推計精度の向上を図るものとする。必要に応じて業界団体等から非公表のデータ等を収集する。

タ類、個社情報、個人情報等を受領した場合においては、本仕様書の記載事項に従い、適切に情報を管理するものとする。公表資料においても非公表情報が特定されないよう細心の注意を払うものとする。

#### (1) すそ切り以下事業者からの排出量（令和7年度排出量）の推計

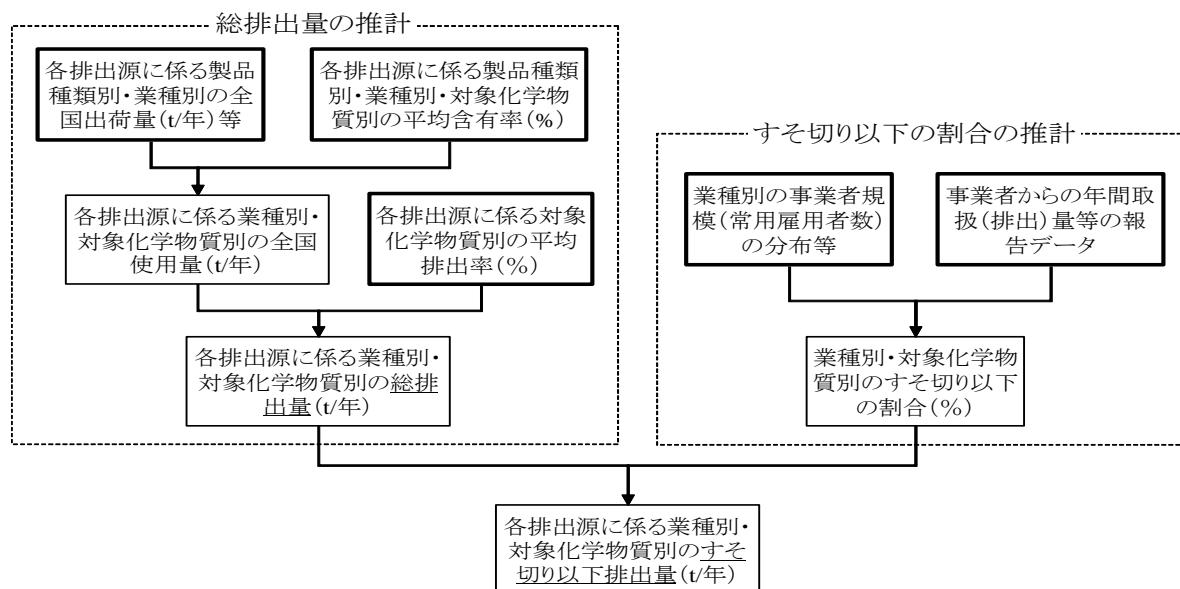
令和7年度のすそ切り以下事業者からの排出量の推計実施に際して、全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計、追加物質の総排出量の推計（追加物質推計）、追加排出源からの総排出量の推計（追加排出源推計）を行う。

##### 1) 全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計

「塗料」、「接着剤」、「粘着剤等」、「印刷インキ」、「工業用洗浄剤等」、「燃料（蒸発ガス）」、「ゴム溶剤等」、「化学品原料等」、「剥離剤（リムーバー）」、「滅菌・殺菌・消毒剤」、「表面処理剤」、「試薬」、「繊維用薬剤」及び「プラスチック発泡剤」の用途（最終製品の種類）等を特定した14の排出源ごとに、対象化学物質の出荷量、使用量等のデータを基に総排出量を推計する。

なお、調査の結果、新規化学物質における推計が可能であると判明した場合は、当該物質についても推計に含める。

（ベース物質の「排出源別排出量推計手法」のフロー）



## (対象とする排出源及び化学物質 1 / 5)

番号	管理番号	物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			塗料	接着剤	粘着剤	印刷用インキ	工業用洗浄剤等	燃料(蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	剥離剤(リムーバー)	滅菌・殺菌・消毒剤	表面処理剤	試薬	繊維用薬剤	プラスチック発泡剤
1	4	アクリル酸及びその水溶性塩								●						
2	7	アクリル酸ブチル								●						
3	20	2-アミノエタノール								●						
4	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)					●			●						
5	31	アンチモン及びその化合物								●						
6	53	エチルベンゼン	●			●		●		●						
7	56	エチレンオキシド								●		●				
8	57	エチレングリコールモノエチルエーテル								●						
9	58	エチレングリコールモノメチルエーテル								●						
10	80	キシレン	●	●	●	●		●	●	●				●		
11	83	クメン				●				●						
12	125	クロロベンゼン								●						
13	127	クロロホルム								●						
14	132	コバルト及びその化合物								●						
15	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)								●						
16	150	1,4-ジオキサン								●						
17	157	1,2-ジクロロエタン								●						
18	186	塩化メチレン		●			●			●	●			●		●
19	207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール								●						
20	213	N,N-ジメチルアセトアミド								●						
21	218	ジメチルアミン								●						
22	224	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキンド					●									
23	232	N,N-ジメチルホルムアミド								●				●		
24	240	スチレン								●						
25	262	テトラクロロエチレン						●			●					
26	275	ドデシル硫酸ナトリウム						●			●					
27	277	トリエチルアミン						●			●					
28	281	トリクロロエチレン						●			●					
29	300	トルエン	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		
30	302	ナフタレン								●						
31	309	ニッケル化合物								●						
32	333	ヒドラジン								●						
33	336	ヒドロキノン								●						
34	349	フェノール								●						
35	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)								●						
36	374	ふつ化水素及びその水溶性塩								●				●		
37	389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド							●							
38	392	ヘキサン		●	●	●		●		●						
39	395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩								●						
40	400	ベンゼン								●						
41	405	ほう素化合物								●						

## (対象とする排出源及び化学物質 2 / 5)

番号	管理番号	物質名	1 塗 料	2 接 着 剤	3 粘 着 剤	4 印 刷 等	5 工 業 用 洗 浄 剤	6 燃 料 ( 蒸 発 ガ ス )	7 ゴ ム 溶 剤	8 化 学 品 原 料	9 剥 離 剤 ( リ ム ー バ ー )	10 滅 菌 ・ 殺 菌 ・ 消 毒 剤	11 表 面 処 理 剤	12 試 験 薬	13 繊 維 用 薬 剤	14 プラ ス チ ツ ク 発 泡 剤
			2 接 着 剤	3 粘 着 剤	4 印 刷 等	5 工 業 用 洗 浄 剤	6 燃 料 ( 蒸 発 ガ ス )	7 ゴ ム 溶 剤	8 化 学 品 原 料	9 剥 離 剤 ( リ ム ー バ ー )	10 滅 菌 ・ 殺 菌 ・ 消 毒 剤	11 表 面 処 理 剤	12 試 験 薬	13 繊 維 用 薬 剤	14 プラ ス チ ツ ク 発 泡 剤	
42	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)					●			●						
43	408	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)					●									
44	409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル 硫酸エステルナトリウム					●			●						
45	410	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)					●			●						
46	411	ホルムアルデヒド								●						
47	415	メタクリル酸								●						
48	438	メチルナフタレン								●						
49	458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)								●						
50	511	ジベンジルエーテル								●						
51	522	四塩化アセチレン								●						
52	557	カルベンダジム								●						
53	564	アクリル酸2-エチルヘキシル								●						
54	567	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル								●						
55	568	アセチルアセトン								●						
56	569	ビリフルキナゾン								●						
57	571	プロペナゾール								●						
58	574	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物						●			●					
59	576	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物						●			●					
60	577	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物						●								

## (対象とする排出源及び化学物質 3 / 5)

番号	管理番号	物質名	1 塗 料	2 接 着 剤	3 粘 着 剤	4 印 刷 等	5 工 業 用 洗 浄 剤	6 燃 料 ( 蒸 発 ガ ス )	7 ゴ ム 溶 剤	8 化 学 品 原 料	9 剥 離 剤 ( リ ム ー バ ー )	10 滅 菌 ・ 殺 菌 ・ 消 毒 剤	11 表 面 処 理 剤	12 試 薬	13 繊 維 用 薬 剤	14 プラ ス チ ック 発 泡 剤
			2 接 着 剤	3 粘 着 剤	4 印 刷 等	5 工 業 用 洗 浄 剤	6 燃 料 ( 蒸 発 ガ ス )	7 ゴ ム 溶 剤	8 化 学 品 原 料	9 剥 離 剤 ( リ ム ー バ ー )	10 滅 菌 ・ 殺 菌 ・ 消 毒 剤	11 表 面 処 理 剤	12 試 薬	13 繊 維 用 薬 剤	14 プラ ス チ ック 発 泡 剤	
61	578	アルファーアルキルーオメガーヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)及びアルファーアルケニルーオメガーヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物					●			●						
62	579	アルファーアルキルーオメガーヒドロキシポリ[オキシエタン-1, 2-ジイル／オキシ(メチルエタン-1, 2-ジイル)](アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。)に限る。)					●			●						
63	580	アルファーアルキルーオメガーヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)					●			●						
64	581	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)					●			●						
65	585	アルファー(イソシアナトベンジル)-オメガー(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニル)メチレン]								●						
66	588	4-イソプロピル-3-メチルフェノール								●						
67	590	エチリデンノルボルネン								●						
68	591	エチルシクロヘキサン								●						
69	593	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩					●			●						
70	594	ブチルセロソルブ				●				●				●		
71	595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩								●						
72	597	塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)								●						
73	598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩								●						
74	601	オクタメチルシクロテトラシロキサン								●						
75	603	過酢酸								●						
76	610	フラメトピル								●						
77	611	チアジニル								●						
78	622	ピリベンカルブ								●						
79	623	酢酸ヘキシル								●						
80	626	ジエタノールアミン								●						
81	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル								●						
82	629	シクロヘキサン	●		●					●						

## (対象とする排出源及び化学物質 4 / 5)

番号	管理番号	物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			塗料	接着剤	粘着剤	印刷用インキ	工業用洗浄剤等	燃料(蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原継料等	剥離剤(リムーバー)	滅菌・殺菌・消毒剤	表面処理剤	試薬	繊維用薬剤	プラスチック発泡剤
83	630	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル								●						
84	631	シクロヘキセン								●						
85	632	1, 2-ジクロロエチレン								●						
86	653	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン								●						
87	655	ペンヂオピラド								●						
88	656	ペンフルフェン								●						
89	660	フルベンジアミド								●						
90	661	1, 2-ジメタキシエタン								●						
91	664	有機スズ化合物(ビス(トリプチルスズ)=オキシドを除く。)								●						
92	665	セリウム及びその化合物								●						
93	667	炭化けい素								●						
94	668	炭酸リチウム								●						
95	673	デシルアルデヒド								●						
96	674	テトラヒドロフラン								●						
97	675	テトラフルオロエチレン								●						
98	679	テルル及びその化合物								●						
99	680	ドデカノール								●						
100	681	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアミノ)アセタート							●		●					
101	682	メラミン								●		●				
102	684	トリオクチルアミン								●		●				
103	688	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩							●		●					
104	690	N, N, N-トリメチルデカノールアミンの塩							●							
105	691	トリメチルベンゼン						●	●	●				●		
106	692	2, 4, 4-トリメチルベンタ-1-エン及び2, 4, 4-トリメチルベンタ-2-エンの混合物								●		●				
107	693	トリメキシ-[3-(オキシラン-2-イルメトキシ)プロピル]シラン									●					
108	694	ナトリウム=アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物							●							
109	696	ナトリウム=(ドデカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート									●					
110	697	鉛及びその化合物									●					
111	699	パラホルムアルデヒド									●					
112	700	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。)							●							
113	702	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-ブタ-2-エンジオアート									●					

## (対象とする排出源及び化学物質 5 / 5)

番号	管理番号	物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			塗料	接着剤	粘着剤	印刷等	工業用洗浄剤	燃料(蒸発ガス)	ゴム溶剤等	化学品原料等	剥离剤(リムーバー)	滅菌・殺菌・消毒剤	表面処理剤	試薬	繊維用薬剤	プラスチック発泡剤
114	705	ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ビペリジル)=セバケート								●						
115	707	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z, 1-2Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物						●								
116	708	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩								●						
117	711	2-ターシャリーブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン								●						
118	712	ターシャリーブチル=2-エチルペルオキシヘキサノアート								●						
119	720	2-ターシャリーブトキシエタノール								●						
120	721	フルフラール								●						
121	727	ヘキサンジヒドロジド								●						
122	729	1-ヘキセン								●						
123	731	ヘプタン							●		●					
124	735	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパノール								●						
125	736	無水酢酸								●						
126	737	メチルイソブチルケトン	●			●				●						
127	746	N-メチル-2-ピロリドン								●						
128	751	2-(2-メキシエトキシ)エタノール								●						
129	752	1-メキシ-2-(2-メキシエトキシ)エタン								●						
130	754	硫酸ジメチル								●						

## 2) 追加物質の総排出量の推計

ベース推計ですぞ切り以下排出量が既に推計されている排出源のうち、十分な数のデータが得られている物質について、「ベース推計による総排出量」及び「排出量としての物質間の相対的な比率」を掛け合わせること等により、ベース推計の対象となっていない物質に推計対象を拡充する形で総排出量を推計する。

## 3) 追加排出源からの総排出量の推計

ベース推計の対象とならない排出源のうち、業種ごとに設定する主な排出源（ベース排出源）とベース推計の対象とならない排出源（追加排出源）との相対的な比率を使用する等して、追加排出源からの総排出量を推計する。

なお、推計対象とする追加排出源としては、「洗浄用シンナー」及び「プラスチック原料・添加剤」とする。

## 4) すぞ切り以下事業者に係る排出量の推計の実施

業種別や対象化学物質別に「すぞ切り以下事業者の割合」を算出する。この「すぞ切り以下事業者の割合」の算出結果と、1)、2) 及び3) の数値情報に基づき、対象となる排出源別のすぞ切り以下事業者に係る排出量の推計を実施する。

### ＜調査内容＞

#### ① 排出量推計に必要な数値情報等の収集

当該推計に必要となるデータを収集する。

※ データ例；総務省「産業関連表」、総務省「経済センサス活動調査」、経済産業省「生産動態統計年報」他、各業界団体公表資料等。

※ その他必要に応じ、ホームページ等の公表資料、文献等の調査を実施するとともに、関係機関の協力等によりデータ収集を行う。

#### ② 排出量の推計の実施

前記、①の数値情報に基づき、1)～4) に沿ってすぞ切り以下事業者に係る排出量の推計を実施する。

なお、排出量の推計結果に大きく影響する異常値を回避するため、排出率等の数値情報については、業種や用途との整合性を含めたチェックを行って異常値を抽出し、確認を行い、取りまとめる。

## (2) オゾン層破壊物質の排出量（令和7年度排出量）の推計

オゾン層破壊物質に関する届出対象とならない主な排出源としては、洗浄剤や噴射剤等の使用、発泡剤や冷媒等としてオゾン層破壊物質を含む製品の使用・充填・廃棄等があり、これらについては、第一種指定化学物質ごとに、そのライフサイクルに基づいた排出量推計を実施する。

なお、オゾン層破壊物質の代替物質として使用されている物質のうち、京都議定書で温室効果ガスとされている物質の環境への排出量の推計手法は、産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化小委員会において、排出源ごとに確立されている。令和7年度排出においても、2006年IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change : 気候変動に関する政府間パネル) ガイドラインに極力準拠する形で推計を実施する。

<調査対象>

以下に掲げる物質及び用途ごとに排出量の推計を実施する。

◎対象とする物質（19物質）

番号	管理番号	物質名	別名	番号	管理番号	物質名	別名
1	103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	HCFC-142b	11	177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21
2	104	クロロジフルオロメタン	HCFC-22	12	185	ジクロロベンタフルオロプロパン	HCFC-225
3	105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HCFC-124	13	211	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402
4	106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133	14	279	1,1,1-トリクロロエタン	
5	126	クロロベンタフルオロエタン	CFC-115	15	284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113
6	149	四塩化炭素		16	288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11
7	161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	17	380	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211
8	163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	18	382	ブロモトリフルオロメタン	ハロン-1301
9	164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123	19	386	ブロモメタン	臭化メル
10	176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b				

◎対象とする用途

番号	用途名	番号	用途名
1	硬質ウレタンフォーム	6	家庭用エアコン
2	押出発泡ポリスチレン	7	エアゾール製品
3	業務用冷凍空調機器	8	ドライクリーニング溶剤用途
4	家庭用冷蔵庫	9	消火剤用途
5	カーエアコン	10	工業洗浄剤用途

<調査内容>

① 排出量推計に必要な数値情報等の収集

当該推計に必要となるデータ（用途を含む）を収集する。

※ データ例；産業構造審議会資料、総務省「経済センサス活動調査」、総務省「固定資産の価格等の概要調書」、総務省「国勢調査」、経済産業省「生産動態統計年報化学工業統計編」、その他の統計情報等。

※ その他必要に応じ、ホームページ等の公表資料、文献等の調査を実施するとともに、関係機関の協力等によりデータ収集を行う。

② 排出量の推計の実施

前記、①の数値情報に基づき、対象となるオゾン層破壊物質（19物質）に係る排出量の推計を実施する。

なお、排出量の推計結果に大きく影響する異常値を回避するため、排出率等の数値情報については、業種や用途との整合性を含めたチェックを行って異常値を抽出し、確認し、取りまとめる。

### (3) 低含有率物質の排出量（令和7年度排出量）の推計

化管法において、製品の質量に対して第一種指定化学物質量の割合が1パーセント（特定第一種指定化学物質量については0.1パーセント）未満の製品の使用に伴う排出量については届出対象外であり、これらのうち、製品の取扱量が大きいことにより事業所から一定程度の排出が見込まれ、かつ信頼できる情報が得られる場合においてのみ推計の対象とすることになっている。

令和5年度排出量までの推計においては、鉛化合物等の対象化学物質を微量含有している石炭の燃焼に伴う対象化学物質のみを対象として排出量を推計してきたところであり、その他の製品については、現時点において信頼できる情報が得られていないことから、排出量の推計は実施していない。

本事業においては、令和7年度事業（令和6年度排出量）までに実施してきた石炭の燃焼に伴う低含有率物質の排出量に係る推計手法の検討を踏まえた令和7年度排出量の推計を実施する。

#### ＜調査内容＞

##### ① 排出量推計に必要な数値情報等の収集

当該推計に必要となるデータを収集する。

※ データ例；経済産業省「電力調査統計」他。

※ その他必要に応じ、ホームページ等の公表資料、文献等の調査を実施するとともに、関係機関の協力等によりデータ収集を行う。

##### ② 排出量の推計の実施

前記、①の数値情報に基づき、第一種指定化学物質低含有率物質からの対象化学物質に係る排出量の推計を実施する。なお、排出量の推計結果に大きく影響する異常値を回避するため、排出率等の数値情報については、業種や用途との整合性を含めたチェックを行って異常値を抽出し、確認し、取りまとめる。

### (4) 都道府県別の排出量の推計

(1)～(3)で推計を実施した全国のすそ切り以下事業者の排出量、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量に対し、事業所形態の地域差等を勘案して適切な配分指標を設定し、都道府県別排出量として推計し、取りまとめる。

### (5) 令和9年度以降のためのデータの取得の検討

令和9年度以降の推計作業に必要となるデータについて検討し、必要な場合はデータの取得を行う。

### (6) 新規対象物質の排出量推計手法の検討

化管法の見直しに伴い令和5年度から新規に届出対象となった物質の排出量推計に当たり、直近の排出量データ等を用いてより精緻な推計手法について検討を行い、結果を取りまとめる。

### (7) 調査報告書の作成

上記の内容を踏まえ、調査報告書を作成する。報告書案については事業完了の1か月前を目安に経済産業省担当課室へ提出し、内容の確認を受けること。また、修正が必要と判断された場合は、事業完了10日前までに修正版の報告書案を経済産業省担当課室へ提出し、再度の確認を受けること。

## (8) その他

①令和7年度排出量の推計の際は、以下の資料を参考にしつつ、現在の推計方法に関し、推計精度の向上等の観点から、課題をまとめ、対応を検討すること。

※令和5年度届出外排出量の推計方法等

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/r5kohyo/todokedeaisanshutudata.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/r5kohyo/todokedeaisanshutudata.html)

②令和7年度排出量の推計は、「令和7年度届出排出量・移動量及び届出外排出量の集計結果」の公表（令和9年2月下旬を予定）に間に合う期日で行うこと。

③本年度実施した推計の手法、取得したデータ等を整理し、本年度事業の報告書と併せて経済産業省担当課室へ提出する。

④事業実施に当たっては、経済産業省担当者と定期的に十分な打合せを行うこととする。

## 4. 調査実施期間

委託契約締結日から令和9年3月19日まで。

## 5. 納入物

### (1) 調査報告書等一式

- ・調査報告書、報告書骨子（様式1）、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式2）、二次利用未承諾リスト（様式3）を納入すること。
- ・調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。  
なお、報告書のデータ量が128MB、ページ数が1,000ページ又は文字数が400万文字を超過する場合には、いずれの制限も超えないようファイルを分割して提出すること。
- ・調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「図表等データ」という。）については、構造化されたExcelやCSV形式等により納入すること。

### (2) 調査報告書等一式（公表用）

- ・調査報告書及び様式3（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能<sup>2</sup>な図表等データを、プロパティを含む状態で納入すること。
- ・セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、特に以下の点に注意し、削除するなどの適切な処置を講ずること。
  - 報告書・Excelデータ等に個人情報や不適切な企業情報が存在しないか。
  - 報告書（PDF）に目視では確認できない埋め込みデータ等が存在しないか。
  - Excelデータ等に目視では確認できない非表示情報が存在しないか。

<sup>1</sup> コンピュータプログラムがデータ構造を識別し、データを処理（加工、編集等）できること。例えばHTML, txt, csv, xhtml, epub, gml, kml等のほか、Word, Excel, PowerPoint等のデータが該当する（スキャンデータのようなものは該当しない）。

<sup>2</sup> 営利目的を含む、自由な利用（転載・コピー共有等）を行うこと。

- E x c e l データ等に非表示の行・列が存在しないか。
- 公開可能かつ二次利用可能な図表等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
- 各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
- 図表等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとすること。

### (3) 様式 1～様式 3について

- (様式 1) 委託調査報告書骨子<sup>3</sup>
  - レイアウト(余白、フォント等)に従い、3枚以内にまとめた上でW o r d 形式にて納入すること。
  - 図表は挿入せずテキスト形式で作成すること。
  - 見出しへは記載された項目のとおりとすること。
- (様式 2) 委託調査報告書公表用書誌情報<sup>4</sup>
  - ファイル形式はE x c e l 形式で納入すること。
  - 報告書の英語版や概要版等、公表用の報告書と同一のP D F ファイルとすることが適当でない公表用の納入物がある場合には1つのP D F ファイルごとに作成すること。
- (様式 3) 二次利用未承諾リスト
  - 調査報告書は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることが前提だが、二次利用の了承を得ることが困難な場合又は了承を得ることが報告書の内容に大きな悪影響を与える場合は、報告書の当該箇所に出典等を明示し、知的財産権の所在を明らかにした上で、当該データを様式 3 に記載すること(知的財産権の所在が不明なものも含む)。
  - ファイル形式はE x c e l 形式で納入すること。
- 様式 1～3 ダウンロード先
  - [委託調査報告書 \(METI/経済産業省\)](#)

## 6. 納入方法

- メール提出やファイル交換サイト等の手段を用いること。  
なお、具体的な納入方法は担当課室と協議の上、決定すること。
- 公表用資料一式と非公表資料一式が紛れないように整理して納入すること。

## 7. 納入場所

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質リスク評価室

<sup>3</sup>委託調査報告書のデータ利活用を促進するため、報告書の概要を骨子としてまとめるもの。

<sup>4</sup>本事業の報告書のオープンデータとしての公表に際し、データとしての検索性を高めるため、当該データの属性情報に関するデータを作成するもの。

## 8. 事業実施想定スケジュール

調査項目	2026年									2027年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) すそ切り以下事業者からの排出量 (令和7年度排出量)の推計												
1) 全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計												
2) 追加物質の総排出量の推計							◀	→				
3) 追加排出源からの総排出量の推計							◀	→				
4) すそ切り以下事業者に係る排出量の推計の実施									◀	→		
(2) オゾン層破壊物質の排出量(令和7年度排出量)の推計				◀	→							
①排出量推計に必要な数値情報等の収集				◀	→							
②排出量の推計の実施							◀	→				
③カーエアコン見直し						◀	→					
(3) 低含有率物質の排出量(令和7年度排出量)の推計							◀	→				
①排出量推計に必要な数値情報等の収集							◀	→				
②排出量の推計の実施								◀	→			
(4) 都道府県別の排出量の推計								◀	→			
(5) 令和9年度以降のためのデータの取得の検討		◀	→									
(6) 新規対象物質の排出量推計手法の検討			◀	→								
(7) 調査報告書の作成										↔		
(8) 推計手法及びデータの整理										↔		

注：都道府県別排出量の推計には公表のための資料作成も含む。

## 9. 情報管理体制

①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）様式4を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、あらかじめ担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

## 10. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

## 11. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

## 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

## ①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行に当たって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

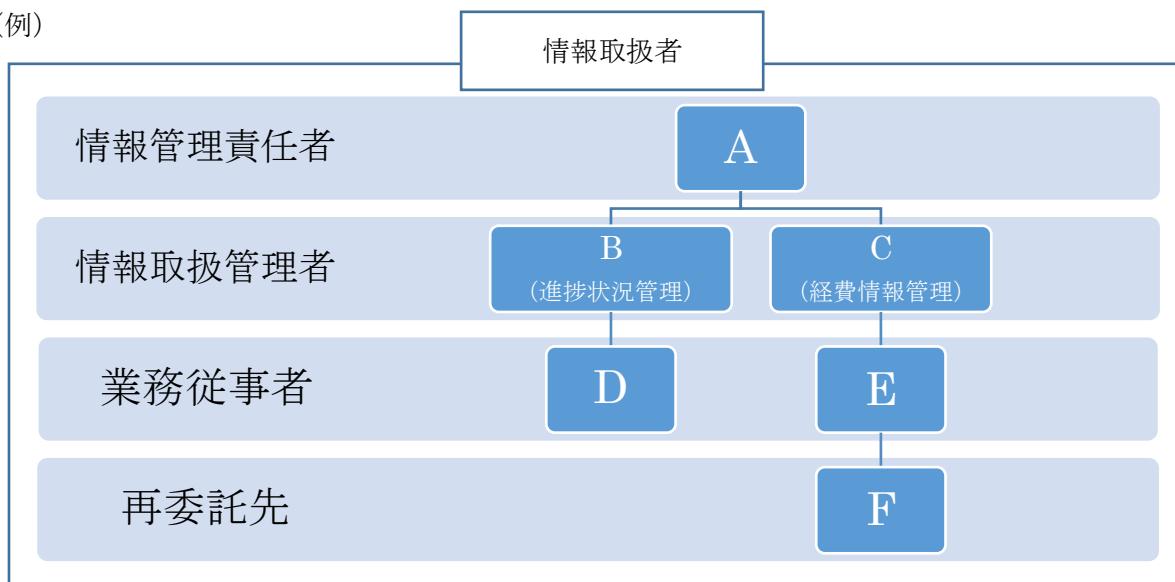
(※3) 本事業の遂行に当たって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

## ②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行に当たって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

## 情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

### 【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

### 【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成18・03・22シ第1号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成18・03・24シ第1号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

### 【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれら的情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保されること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

### 【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

### 【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

- 10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかる従事者に対し実施すること。
- 11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

### 【クラウドサービス】

- 12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

- 13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。
- 14) 受注者は、前 2 項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用・閉鎖】

- 15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。

- (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
- (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
- (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
- (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
- (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、O S、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

- ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS (SSL) 化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

⑩ ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合は、当省が指定する期日にドメインの抹消、DNS や CDN 情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。

また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNS や CDN 情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNS を利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。

なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。

## 【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

- 16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。
- ①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。
- (a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
- (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
- (c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。
- ②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- ③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
- ④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- ⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求する事がないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。
- 17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」

という。)に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

令和 年 月 日

経済産業省○○○課長 殿

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項 1) の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

## 2. 報告事項

項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティに関する事項 2)	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年度版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成18・03・22シ第1号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成18・03・24シ第1号）（以下「規程等」と総称する。）に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 3)	経済産業省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティに関する事項 4)	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティに関する事項 5)	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項 1) から 17) までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。	

情報セキュリティに関する事項 6)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の担当職員（以下「担当職員」という。）の許可を得る。  なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 7)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく経済産業省外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 8)	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。	
情報セキュリティに関する事項 9)	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た経済産業省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。  なお、経済産業省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
情報セキュリティに関する事項 10)	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施する。	
情報セキュリティに関する事項 11)	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項 12)	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項2）」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。	
情報セキュリティに関する事項 13)	本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」のISMAPクラウドサービスリスト又はISMAP-LIUクラウドサービスリストから調達することを原則とすること。	
情報セキュリティに関する事項 14)	情報セキュリティに関する事項12）及び13）におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。	

情報セキュリティ に関する事項 1.5)	<p>情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。</p> <p>(1) 各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。</p> <p>(2) 情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。</p> <p>(3) 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。</p> <p>①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。</p> <p>②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。</p> <p>③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。</p> <p>④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。</p> <p>⑤EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。</p> <p>(5) サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。</p> <p>(6) 受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、O S、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正</p>
----------------------------	---

	<p>プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。</p> <p>(7) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.g.o.jp」を使用すること。</p> <p>(8) 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。</li> <li>・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするために、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。</li> <li>・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。</li> </ul> <p>(9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS (SSL) 化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。</p> <p>(10) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合は、当省が指定する期日にドメインの抹消、DNS や CDN 情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。</p> <p>また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNS や CDN 情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNS を利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。</p> <p>なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。</p>	
--	---	--

情報セキュリティに関する事項 16)	<p>アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。</p> <p>(1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。</p> <p>①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。</p> <p>②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。</p> <p>③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。</p> <p>2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。</p> <p>(3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。</p> <p>(4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。</p> <p>(5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求するがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。</p> <p>6) 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。</p>
情報セキュリティに関する事項 17)	<p>外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合</p>

<p>や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。</p> <p>なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。</p>	
---	--

#### 記載要領

- 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2)から17)までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1)に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
- 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に経済産業省と相談すること。  
(この報告書の提出時期：定期的（契約期間における半期を目処（複数年の契約においては年1回以上））。